

2040年の資産形成～多様化する家族～

チーム名：駒村康平研究会年金班

チーム構成員氏名：金井英彦、外村昌也、戸谷勇斗、西山真央

2040年は高齢化、労働人口の減少に伴うマクロ経済スライドの調整や、長寿化の進行から老後資産への影響が危惧されている。こういった社会的変化は財政検証では正確に組み込まれていない。本論文ではまず、厚生労働省の財政検証をもとに3つの社会的変化を考慮した世帯モデルを設定する。そして試算によってそれぞれの世帯モデルにおける公的年金給付の不足分を明らかにした上で、不足分を補うための自助の資産形成方法の提案をする。

1 財政検証に見る年金の今

1-1 標準モデル世帯

標準モデル世帯とは、1965年当時に主流であった世帯体系を指し、現在も財政検証に用いられている。夫は現役男子の平均的な標準報酬月額を得る被用者で厚生年金に40年間加入しており、妻は厚生年金に加入したことがない専業主婦、という片働き世帯を指す。

1-2 モデル採用の時代背景

当時は「片働き世帯」が主流であったことが挙げられる。現在と比べ、結婚をする男女が多く、結婚した女性は専業主婦となるケースが多かった。

1-3 政府の試算

標準モデル世帯を採用した平成26年の財政検証におけるケースEでは、2043年の標準モデル世帯の年金額は基礎年金で12.5万円、厚生年金で11.8万円と試算されている。一見、年金額自体は増加しているように見えるが所得代替率(現役男子の平均収入に占める年金の割合)は減少する(62.7%から50.7%へ)。

女性の労働者数が正規雇用、非正規雇用の双方で増加していることを考慮して、共働き世帯は妻が正規雇用であった場合と非正規雇用であった場合の2種類に区分する。

2-2-2 非正規労働者の増加

企業は人件費用削減を求めようになったこと、労働者は柔軟な働き方を求めるようになったことなどに起因して、非正規労働者数は近年増加している。さらに、引退後に非正規雇用として働く高齢者が増加していることから、非正規労働者はこれ以降も確実に増加する。

また、iDeCo や iDeCoPlus といった個人型確定拠出年金の普及や、株式会社ドトールコーヒーで実施されている非正規労働者向けの退職制度の発達によって非正規労働者の働きやすさはより向上し、さらに増加するといえる。

2-2-3 労働寿命の伸張

長寿化に伴い退職後も働き続ける高齢者が増加している。65歳以上の就業者数は年々増加傾向にあり、その背景には定年が60歳から65歳となった企業が増えたことや、高齢者を対象に職場環境を提供する企業や斡旋する事業は現在急増していることが挙げられる。また、平均寿命の伸びとともに健康寿命も伸張し、これらを考慮し、労働寿命は伸びていくことが考えられる。

3 2040年の所得代替率を高めるためには

3-1 検証の前提

3-1-1 6つの方法によるアプローチ

本論文では、3つの所得代替率改善案と、その組み合わせからなる合計6つの改善案を提示する。①個人型確定拠出年金の利用、②受給繰り下げによる年金増額、③払込期間を45年に延長する、の3つの改善案を組み合わせることを試みる。生活水準の維持のため2014年時点の所得代替率を維持できるような施策を提案していく。以下、財政検証ケースEを採用し、2043年の所得代替率の計算を進める。厚生労働省が算出した実質額を基に概算する。ここではモデル変更に伴う保険料払い込みの増加から受給額を計算する考え方を採用し、年金額を計算していく。

3-1-2 公的年金の保険料払込期間40年における2つの施策

ここでは保険料払込期間が40年のまま、①個人型確定拠出年金の利用、②受給繰り下げによる年金増額という2つの方法で所得代替率の増加を試みる。1つ目として個人型確定拠出年金に25年間加入した時に月々にいくら拠出する必要があるかを算出した。

表1 公的年金の保険料払込期間40年において必要な個人型確定拠出年金の月当たり拠出額

		専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
払込期間 40年	合計年金額①	¥243,000	¥180,500	¥136,840	¥323,240	¥274,860
	推計世帯賃金	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
	所得代替率	50.40%	37.40%	45.10%	41.10%	44.90%
2043年の 理想値	合計年金額②	¥301,925	¥213,299	¥167,176	¥375,199	¥335,599
	推計世帯賃金(1)	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
	所得代替率	62.64%	44.25%	55.05%	47.76%	54.82%
	個人年金必要額/月 ②-①	¥58,925	¥32,799	¥30,336	¥51,959	¥60,739
	最低拠出額/月(2)	¥32,632	¥16,910	¥17,911	¥28,774	¥33,636
	拠出額の賃金に占める割合/月(2)÷(1)	6.77%	3.51%	5.90%	3.66%	5.49%

次に、年金受給繰り下げによる年金増額によって所得代替率上昇を検証する。現在の制度において年金支給開始を1か月繰り下げると年金額は0.7%増加する。1年単位では $0.7 \times 12 = 8.4$ (%)の増加が見込まれる。払込期間40年間の年金額にこの増額を考慮して目標とする年金額に達するような引き伸ばし年数を計算する。引き伸ばし年数を x とすると計算式は以下ようになる。

(専業主婦世帯の場合)

保険料払込期間40年における年金額 $\times (1+0.084x) =$ 目標とする年金額

$243,000 \times (1+0.084x) = 301,925$

$x \div 2.89$ (年)

その他の世帯において同様の計算を行い、引き伸ばし年数の平均をとったところ以下のような結果になった。

表2 公的年金の保険料払込期間40年において必要な受給繰り下げ年数の計算結果

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
65歳から繰り下げるべき年数(x年)	2.89	2.16	2.64	1.91	2.63
各世帯の繰り下げ年数年平均値	2.45				

以上より、約2.45年受給を遅らせることで所得代替率が維持されることが推察される。

3-1-3 保険料支払期間が45年の場合の計算方法

専業主婦世帯について計算する。基礎年金の保険料は一定額であることから、2043年の基礎年金受給額は払込期間に正比例して増加する。払込期間は40年から45年へと1.125倍になるので、12.5万円を1.125倍して、約14.0万円となる。

次に報酬比例の部分は生涯所得の総額に正比例するので、20歳～65歳まで働き保険料を納付したと仮定した時の生涯所得の変化に着目する。モデル変更後の所得総額はモデル変更前の所得総額の約1.108倍になるため、比例報酬分の年金支給額11.8万円は約13.0万円と概算できる。以上より2043年の専業主婦世帯の合計年金額は $14.0 + 13.0 = 27.0$ (万円)と推計できる。

ケースEにおけるモデル世帯の手取り収入は48.2万円であるため、所得代替率は約56.3%へ改善される。

同様に、他の世帯の計算を進めると以下の結果を得る。男女の賃金比率や正規雇用労働者

と非正規労働者の賃金比率は総務省家計調査のものを使用し算出した。報酬比例額については財政検証の値を基にこれらの賃金比率から計算を行った。

表3 保険料支払い期間を45年と仮定した場合の各世帯の所得代替率

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥140,625	¥70,313	¥70,313	¥140,625	¥140,625
厚生年金	¥130,651	¥130,651	¥82,433	¥219,626	¥165,979
合計年金額①	¥271,276	¥200,963	¥152,746	¥360,251	¥306,604
推計世帯収入②	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
所得代替率=(①+②)×100	56.3%	41.7%	50.3%	45.9%	50.1%

3-1-4 保険料支払い期間を40年とした場合の所得代替率

効果を検証するために払込期間を40年とした場合の所得代替率を計算する。計算方法は上記と同様の賃金比率から求めた。計算結果は以下の表4の通りになる。

表4 保険料支払い期間を40年とした場合の各世帯の所得代替率

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥125,000	¥62,500	¥62,500	¥125,000	¥125,000
厚生年金	¥118,000	¥118,000	¥74,340	¥198,240	¥149,860
合計年金額①	¥243,000	¥180,500	¥136,840	¥323,240	¥274,860
推計世帯収入②	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
所得代替率=(①+②)×100	50.4%	37.4%	45.1%	41.1%	44.9%

表3と表4の比較から各世帯で所得代替率が約5%改善されることが推測できる。

3-2 新モデルにおける所得代替率の変化

先の検証によって所得代替率が改善されたが、払込期間を45年に伸長したことで現状の所得代替率が維持できているのかという視点で考察を進める。専業主婦世帯とそのほかの世帯の賃金比率を利用して2014年時点の所得代替率を保つための各世帯の平均年金額を概算した。

表5 2014年時点の年金額と所得代替率

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥128,000	¥64,000	¥64,000	¥128,000	¥128,000
報酬比例年金	¥90,000	¥90,000	¥56,700	¥151,200	¥114,300
合計年金額①	¥218,000	¥154,000	¥120,700	¥279,200	¥242,300
世帯賃金②	¥348,000	¥348,000	¥219,240	¥584,640	¥441,960
2014年時点所得代替率(①+②)×100	62.64%	44.25%	55.05%	47.76%	54.82%
(参考)新モデル所得代替率	56.30%	41.70%	50.30%	45.90%	50.10%

表5から、新モデルに移行したとしても所得代替率で比較すると2014年から2043年にかけて約3~6%程度低下していると予想できる。以下の章では所得代替率が現状の水準で保てるようにいくつかの具体案を提示していく。

4-1 資産形成に関する提案

4-1-1 個人型確定拠出年金による資産形成

本章では保険料払込期間を45年に延長したうえで所得代替率を2014年水準で維持するために月々に必要となる費用を概算し、個人型確定拠出年金によって不足額を補完することを提言していきたい。また、ここでは不足を補うための最低拠出額を検証していく。40歳から65歳の25年間の確定拠出年金の運用で補えるよう計算をすすめる。また確定拠出型年金における利率を一定であると仮定し、年金積立金管理運用独立行政法人のデータを参考にしながら検証を行う。最低拠出額は毎年変動しないものとする。

4-1-2 最低拠出額の算出

所得代替率を維持するために個人年金で補うべき費用から計算していく。そのために2014年時点での所得代替率を達成した時の2043年の年金額を計算し、新モデルの年金額と比較していく。結果が以下のとおりである。

表6 公的年金の保険料払込期間45年において必要な個人型確定拠出年金の月当たり拠出額

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
2014年水準の所得代替率を維持した場合の年金額(2043年)①	¥301,925	¥213,299	¥167,176	¥375,199	¥335,599
新モデルにおける年金額(2043年)②	¥271,276	¥200,963	¥152,746	¥360,251	¥306,604
新モデルにおいて所得代替率を維持するための個人年金額①-②	¥30,649	¥12,336	¥14,430	¥14,948	¥28,995
1年あたりの個人年金必要額(①-②)×12	¥367,786	¥148,030	¥173,165	¥179,375	¥347,945

確定拠出型年金における利率に関しては年金積立金管理運用独立行政法人のデータをもとに考え、市場運用開始以降収益率3.33%からケースEの物価上昇率1.2%を差し引いて小数点第二位を切り上げた2.13%とする。つまり、確定拠出年金において年利2.13%で25年間運用した際にどれだけの元本が必要となるかを考える。通常、個人型確定拠出年金の運用には月々500円前後の手数料がかかるが、ここでは考慮に入れず計算を進める。

65歳から平均寿命までにおいて物価上昇率等を考慮せずに毎年同じ額を引き出していくとすると、表6の通りの個人年金を毎年引き出す必要がある。ケースEにおける推計寿命から、専業主婦世帯と共働き世帯の場合、単身女性世帯では90歳までの25年間、単身男性世帯では84歳までの19年間にわたってこの額を毎年受け取ると仮定する。以下、年金原価係数と減債基金係数を用いて1年に必要な拠出額を算出すると次ページの表7の通りになる

表7 公的年金の保険料払込期間45年において必要な個人型確定拠出年金の月当たり拠出額

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
個人年金必要額/月	¥30,649	¥12,336	¥14,430	¥14,948	¥28,995
最低拠出額/月	¥16,973	¥5,868	¥8,520	¥8,278	¥16,057
拠出額の賃金に占める割合/月	3.52%	1.22%	2.81%	1.05%	2.62%

4-2-1 受給年齢繰り上げによる増額効果

ここでは払込期間が 45 年の場合において受給開始を繰り下げることによって所得代替率の向上を検証する。計算方法は表 2 におけるものと同様なので省略する。

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
65歳から繰り下げるべき年数 (x年)	1.35	0.73	1.12	0.49	1.13
各世帯の繰り下げ年数年平均値(年)	0.96				

4-2-2 払込期間 45 年の場合、受給繰り上げによって発生する公的年金の不足を個人型確定拠出年金で保管する

繰り上げ期間は表 8 の計算によって 1 年であると仮定する。この 1 年間において不足する年金額を個人型確定拠出年金で埋め合わせることを検証する。計算方法は 4-1-2 と同様なので省略する。

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
推計世帯賃金	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
最低拠出額/月	¥9,077	¥6,413	¥5,026	¥11,280	¥10,090
拠出額の賃金に占める割合/月	1.88%	1.33%	1.66%	1.44%	1.65%

以上より、月々の賃金の 1.3~1.9%の拠出をすることで不足を埋め合わせることができると推測できる。

以上の試算から、保険料払込期間の延長や受給開始年齢の繰り下げ、個人型確定拠出年金による資産形成などを組み合わせることにより十分な資産形成を行えることが明らかになった。公的年金給付が著しく低下する 2040 年において現在の生活水準を保つためには、政府の政策推進、個人としての自助努力どちらも不可欠なのだ。

【参考文献】

・年金積立金管理運用独立行政法人「平成 30 年度第 2 四半期運用状況」
<https://www.gpif.go.jp/operation/the-latest-results.html>

・吉中季子 (2014) 「ベヴァリッジ報告とジェンダー:社会保障構想にみられるイギリスと日本の主婦」
[file:///Users/maotin/Downloads/02%E5%90%89%E4%B8%AD%E5%AD%A3%E5%AD%90%20\(1\).pdf](file:///Users/maotin/Downloads/02%E5%90%89%E4%B8%AD%E5%AD%A3%E5%AD%90%20(1).pdf)

・厚生労働省「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要について」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/H26.pdf>

・厚生労働省『「非正規雇用」の現状と課題』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000179034.pdf>

・阿部正浩(2010)「非正規雇用増加の背景とその政策対応」

http://www.esri.go.jp/jp/others/kanko_sbubble/analysis_06_13.pdf

・東京都医師会(2017)「産業医の手引」

<https://www.jpm1960.org/pdf/201710aai.pdf>

※最終閲覧日はいずれも11月16日